

令和5年 第7回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

| | |
|----------------|--------|
| ○ 会議日程・付議事件 | 1 ~ 2 |
| ○ 出席者 | 3 |
| ○ 説明のため出席を求めた者 | 4 |
| ○ 議事録作成者 | 4 |
| ○ 審議結果 | 5 ~ 6 |
| ○ 会議の顛末（速記録） | 7 ~ 33 |

○ 会議日程・付議事件

会議日時 令和5年3月23日（木） 午前2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

| 日程 番号 | 議案 番号 | 付 議 事 件 | 備 考 |
|----------|----------|---|--------|
| 1 | | 議事録署名委員の選任 | |
| 2 | | 前回議事録の承認 | |
| 3 | | 教育委員の活動について | |
| 4 | 議案第9号 | 規則を定めることについての協議について | |
| 5 | 議案第10号 | 行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について | |
| 6 | 議案第11号 | 教育委員会権限事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する規程の制定について | |
| 7 | 議案第12号 | 川西市公民館図書室利用規程を廃止する規程の制定について | |
| 8 | 議案第13号 | 川西市教育委員会に係る個人情報に関する法律等施行細則の制定について | |
| 9 | 議案第14号 | 川西市教育委員会電子計算機処理管理運営規則の一部を改正する規則の制定について | |
| 10 | 議案第15号 | 令和5年度における川西市教育推進方針について | |
| 11 | 議案第16号 | 川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について | |
| 12 | 議案第17号 | 川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について | |
| 13 | 議案第18号 | 川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について | |

| | | | |
|----|--------|--|--|
| 14 | 議案第19号 | 川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | |
|----|--------|--|--|

○ 出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 坂 本 かおり
(教育長職務代理者)

委 員 治 部 陽 介

委 員 倉 見 昇 一

○ 説明のため出席を求めた者

| | | |
|--|-----|-----|
| 教 育 推 進 部 長 | 中 西 | 哲 |
| こ ども 未 来 部 長 | 山 元 | 昇 |
| 教育推進部副部長兼就学・給食課長 (就 学 担 当) | 岩 脇 | 茂 樹 |
| こ ども 未 来 部 副 部 長 | 釜 本 | 雅 之 |
| 教 育 政 策 課 長 | 的 場 | 秀 樹 |
| 教 育 保 育 職 員 課 長 | 増 田 | 善 則 |
| 就学・給食課長兼中学校給食センター長 | 志 波 | 仁 史 |
| 入 園 所 相 談 課 長 (留 守 家 庭 児 童 育 成 ク ラ ブ 担 当) | 井 関 | 大 悟 |

○ 議事録作成者

| | | |
|---------------|-----|-----|
| 教 育 政 策 課 主 任 | 荻 野 | 裕 也 |
|---------------|-----|-----|

○ 議案等審議結果

| 議案 番号 | 議 案 名 | 提 出 年月日 | 議 決 年月日 | 議 決 結 果 |
|----------|---|------------|------------|------------|
| 議案 9 | 規則を定めることについての協議について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 10 | 行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 11 | 教育委員会権限事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する規程の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 12 | 川西市公民館図書室利用規程を廃止する規程の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 13 | 川西市教育委員会に係る個人情報に関する法律等施行細則の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 14 | 川西市教育委員会電子計算機処理管理運営規則の一部を改正する規則の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 15 | 令和5年度における川西市教育推進方針について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 16 | 川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 17 | 川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |
| 議案 18 | 川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可 決 |

| | | | | |
|----------|--|--------|--------|----|
| 議案 19 | 川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について | 5.3.23 | 5.3.23 | 可決 |
|----------|--|--------|--------|----|

[開会 午後2時00分]

石田教育長 それでは、只今より令和5年第7回川西市教育委員会定例会を開会いたします。

石田教育長 「本日の出席者」をご報告いたします。
佐々木教育委員が欠席でございます。
なお、倉見委員につきましては、オンラインでの出席でございます。
倉見委員、入室確認をお願いいたします。

倉見委員 はい、入室しております。よろしくお願いいたします。

石田教育長 映像及び音声による委員本人であること、また、相互間での映像及び音声の送受信が適正に行われていることを確認できました。
なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育政策課長 (的場) 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は議題に係る職員が全員出席でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、坂本委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第3回定例会、第4回臨時会、第5回臨時会、第6回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 (的場) それでは、第3回定例会、第4回臨時会、第5回臨時会、第6回臨時会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

まず、第3回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4

ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからごさいまして、会議次第に基づきご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。

また、第4回臨時会、第5回臨時会、第6回臨時会につきましても、同様に調製させていただいております。

最後に、署名委員の署名ということで、第3回定例会、第4回臨時会を坂本委員、佐々木委員に、第5回臨時会を坂本委員、治部委員に、第6回臨時会を治部委員、佐々木委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長

説明は終わりました。

只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。第3回定例会、第4回臨時会、第5回臨時会、第6回臨時会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長

では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(中西)

それでは、2月分の教育委員の皆様のご報告いたします。まず、坂本委員におかれましては、不登校特例校の京都市立洛風中学校をご視察いただいております。また、令和4年度第4回市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会にご参加いただいております。加えて、川西市生涯学習短期大学レフネック修了式にご出席いただいております。

次に、治部委員におかれましては、「地方自治と子ども施策 全国自治体シンポジウム2022明石」にオンラインでご参加いただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

それでは、各教育委員より何かトピックがあればお願いします。

坂本委員

2月は、全国第4回市町村教育委員会教育長・教育委員研究協議会に東京まで行かせていただきました。文科省で本当は開催される予定でしたが、応募が殺到したということで、急遽隣のビルになったんですが、対面でするというのが久しぶりだということで、ものすごい人数の方がご参加されてました。それだけやっぱり人と人が膝を突き合わせて話をするのが大事だと改めて感じました。

事前説明等はオンラインでもよかったかなと感じたんですけども、その説明を受けた後に、そのテーブルの中で話をしたことが私の中でやっぱり大きなことで、同じものを聞いても、感じたものが違ったりするんですね。それをお互い言い合いっこするところが、やっぱり対面の大切さといえますか、オンラインでもできるんでしょうけれども、あの空気感の中で大事だなと思いました。

あと、もう一つは、レフネックの修了式に出席させていただきました。4年前に、まだコロナが始まる前で、入学式に参加させていただいたんです。コロナがあって2年ちょっとのお休みの時間があって、4年かけて何とか卒業できましたと皆さんの顔がすごく誇らしげで、大人が学び続けることってやっぱり子どもたちに見せていく大事な姿なんじゃないかなと思いました。でも、新しいスタイルの学びが提供されることだったので、すごく期待しています。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。レフネックの修了式は私のほうも参加させていただきました。今、坂本委員の報告にもありましたが、残念ながら卒業される方が例年に比べて非常に少なかったかなというふうに思っています。

ただ、1つは、先ほど坂本委員もおっしゃられましたけれども、少ないからこそ、学び続けてきたことについては非常に充実感を持って式に参加されていたかなということと、市長の挨拶の中に、今後生涯学習アカデミーの形でバージョンアップして行くと。特に来年度、少しずつやってみることについてお話しされたということで、それが非常に印象に残りました。ありがとうございました。

治部委員、何か印象に残るものがあったらお願いします。

治部委員

少しだけ共有させてください。

先月「地方自治と子ども施策」のシンポジウムに参加させていただきました。実践報告で、様々な発表がされていましたが、やはり明石市長の発言はインパクトがありましたね。子どもの発達保障と親への育児支援の2軸

から組み立てるという方針を明確に打ち立てているようでした。教育論、発達論、人権の考えや行政論など、いくつかの視点から考察した際、私自身は、発達論に視点が偏りがちなので、残りの教育論とか人権論とか行政論とか、様々な視点を考慮して、今後条例、施策を考えていくヒントになればいいななんて感じました。

明石のスローガンが「ありのままがあたりまえのまち」らしくて、インクルーシブを地で行くという覚悟が現れている感じでした。非常にいろんな側面から勉強になりました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございました。

明石の取組については、川西市民の方でもいろんな意見をお持ちの方がおられていて、今後、新しい市長になられたときに、どういうふうにそれが変化していくのか、注視していかなければならないかなと思いますけれども、一定成果といいますか、インパクトを与えた取組かなと私も思います。ありがとうございました。

倉見教育委員、何かあればお願いします。

倉見委員

すみません、私のほうは特にございません。

石田教育長

はい、ありがとうございます。

私のほうは、2月の取組としては、幼稚園のタウンミーティングに参加させていただきました。明日、議員協議会でそのパブリックコメント等含めてお話をいただき、意見を披露することになるかなというふうに思っています。

公立の施設が一定地域からなくなることについては厳しいご意見などもあったかなと思っています。現状については説明させていただき、市としての大きな方向性について協議を重ねてきたところです。

一方、印象に残ったのは、こども園になると言っていた2地域、久代とか多田について、保護者の一番は、どのような時期にどのような形で変わっていくのかというのを、分かる範囲でいいので提示していただきたいと。今、子どもを抱えている保護者にしては、それがないと今後の見通しが立てられないという意見も出ていました。これについては、私ももちろんですが、市長のほうも基本的には重く受け止められていたんじゃないかなと思っています。

いずれにせよ、幼稚園、1号認定も含めてですけれども、ニーズが減っ

ていく中で、今後幼児教育・保育を充実させていくのか、それと、民間とどう連携・協働していくのかというのがやっぱり今後引き続き進めていかなければならないことかなというふうには思いました。

私からは以上です。

何かご質問とかありますか。よろしいですか。

それでは、教育委員の活動については以上といたします。

石田教育長

次に、日程第4、議案第9号「規則を定めることについての協議について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(的場)

それでは、議案第9号「規則を定めることについての協議について」ご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

まず、本案を提案するに至った経緯についてでございますが、本市では、行政課題に柔軟かつ効果的に対応するため、令和5年度から行政組織の再編整備を行う予定となっております。

教育委員会に関わる再編整備の1つ目は、これまで教育委員会が所管していた図書館、公民館、郷土館及び文化財資料館の設置、管理及び廃止に関すること及び文化財の保護に関する事項についてでございますが、市民が生涯にわたって学び続けるきっかけや多世代が学び合える新たな生涯学習の場の推進などをより目指すことから、関係所管が市長事務部局に移管されることになっていきます。

また2つ目は、子ども施策を福祉及び健康分野とより一層の連携を図り、子ども・子育て支援施策を推進するために、こども未来部が市長事務部局へ移管されることになっております。

以上の再編整備を踏まえて、本案につきましては、地方自治法第180条の4第1項の規定に基づき、市長は教育委員会に対して組織及び運営の合理化を図り、相互の均衡を保持するために必要であると認めるときは、教育委員会事務局の組織等において必要な措置を講ずるべきことについて勧告できるということになっておりまして、その勧告を受けたものでございます。

また、地方自治法第180条の2及び第180条の7、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第3項、社会教育法第8条の2第2項の規定により、市長部局事務、教育委員会権限事務について変更や解除等の協議を受けたことから、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

市長からの協議書につきましては、4 ページ、5 ページに添付しております。

それでは、協議書について少しご説明させていただきますが、まず1つ目は、教育委員会の権限、組織が変わっても教育委員会の権限事務のうち教育委員会の権限は変更せずに、市長事務部局の所管が担当する(1)から(8)までの項目を市長事務部局の職員に補助執行させることによって合理化を図ろうとするものでございます。

2つ目でございますが、これは、これまで市長権限を教育委員会に補助執行及び事務委任していた事務、(1)から(13)の部分でございますが、この項目を組織再編で主にはこども未来部が市長部局に移管されることから、この権限を解除するというものでございます。

3つ目は、市長権限のうち、既に教育委員会が事務委任を受けている事項に5ページの下線部の部分を追加し、私立幼稚園に関する事業を行うこととするものでございます。

それと最後に、特定社会教育機関の管理運営等の規則を定める事項として、特定社会教育機関の移管に伴い、当該施設における教育活動と密接に関連する事項及び特定社会教育機関の基本的な事項を定めるため、市長事務部局において(1)から(7)までの規則を制定するものでございます。

制定規則につきましては、6ページから29ページに添付しております。

それに対する教育委員会からの回答としまして、30ページ、31ページに回答の部分を記載しております。以上の内容について異議がない旨の回答案としております。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

何かご質問はございませんか。

従前、移管についてそれぞれの意見を聞いた上で、規則について、今担当課が説明したような内容になります。

私のほうから補足部分がありまして、従前協議会を出していただいた意見があったと思います。

議案書の4ページの1番に教育委員会権限事務を市長部局の職員に補助執行させる事項というのがあります。ここでご意見いただいた中で、文言が分かりにくいというところもあったのが(1)、(3)の部分でした。「不登校・長期欠席の生徒(児童を含む。)への対応に関すること。」ですが、不登校、長期欠席というのは学校教育に関することですので、補助

執行ですので、誤解を招かないようにということで、「(学校が実施するものを除く。)」という文言を入れております。

同じく(3)の教育相談についても「教育」という言葉がついていますので、ここも「(学校が実施するものを除く。)」という形で進めております。

基本的には、学校教育に関するところは、不登校、教育相談であっても教育委員会も業務を行うということですが、こども若者相談センターという窓口自体がこども未来部にあつて市長部局にあるということですので補助執行の形で、こういう表現に、協議会でそれぞれ意見をいただきましたので、変更させていただいています。そこをご了解いただければと思います。

あとの部分については、今担当課が説明した内容になります。

ほかに何か質問等ありますか。

倉見委員 石田教育長、すみません。

倉見委員 2点ありまして、今のご説明で教育政策課長さんから最初に議案についての説明があつたときに、教育委員会権限事務を市長部局の職員に補助執行させる事項(1)から(8)があつたかと思うのですが、これは権限を移譲することなしに事務を委任すると、そういう理解でいいのですね。

石田教育長 権限は教育委員会にあつて、市長部局に補助執行させる形です。ご質問のとおりです。

倉見委員 あと1点ですが、これは私の勉強不足かもしれませんが、この議案書の何ページでしたか、新旧対照表が出てくるところですけども、社会教育委員の任命はそのまま教育委員会に残るのですね。

石田教育長 担当課、分かりますか。

教育政策課長
(的場) 社会教育委員はそのまま、明記したままということになっております。

石田教育長 ということは、教育委員会が任命するということですね。

教育政策課長 はい、そのとおりで、教育委員会が管轄をそのまま続けるということに

(的場) あります。

倉見委員 そうしますと、社会教育に関することの事務は首長部局に行くけれども、社会教育委員の任命というのはそのまま教育委員会に残ると、こういうようなことで確認させてもらってよろしいですね。

石田教育長 はい、そのような理解でいいと思います。

倉見委員 ありがとうございます。

石田教育長 ほかは何かご質問等ございますか。
治部教育委員。

治部委員 1番の(7)のところですか。4ページの1の(7)「児童・生徒に対する地域支援施策(地域学校協働本部に関するものを除く。)」ですが、この地域学校協働本部に関するものを除いたそれ以外の地域支援施策ってどんなものがイメージされるんですか。

石田教育長 担当課、分かりますか。

教育推進部長(中西) 例えば放課後子ども教室や地域で子どもたちの学び、育ちを支援しているただいている事業がこちらに該当いたします。

石田教育長 治部委員、ご理解いただけましたか。
ほかに何か質問ありますか。

坂本委員 質問ではないんですけれども、地域で暮らしている人間からすると、教育委員会か市長部局かとは関係なくて、活動している人はその日々動いて、何となくこっちの仕事に変わったとか、あまり考えなく動いていると思うんですね。事務的なところで変わることはあると思うんですけれども、漏れがないようにだけは本当にしてほしいなと思って、それはこっちではないんですと言われるのが一番つらいことだと思うので、気をつけてくださるとは思うんですけれども、どうぞよろしくお願いします。

石田教育長 担当課は変わらないので、所管している部局が変わることなので、齟齬がないようにしていきたいと思えますし、基本的に部署が配置換えし

たときには、それはここではないですということではなくて、窓口を丁寧に案内する等は十分していますので、今坂本委員がおっしゃっていただいた発言については、教育委員会事務局で再確認していきたいと思っています。ありがとうございます。

ほかは何かございますか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第9号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第5、議案第10号「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(的場) それでは、議案第10号「行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の32ページをお開き願います。

本案は、行政組織の再編整備等に伴う関係規則の整備に関する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、議案第9号でご説明いたしました行政組織の再編整備等に伴い、関係規則の整備に関し必要な事項を定める必要があるため、改正しようとするものは、全部で8つの規則になります。

まず、行政組織の再編整備について、議案書43ページをご覧ください。

こちらに今回の再編に伴った、上が令和5年度、下が令和4年度の新旧の組織図を掲載しております。こちらの組織再編を踏まえまして、改正案の内容について、新旧対照表を基にご説明いたします。

まず、議案書57ページをご覧くださいませでしょうか。

まず1つ目が川西市教育委員会事務局事務分掌規則についてでございます。

右側ですが、まず「教育総務課」を新たに設けまして、教育委員会の会議に関する事、学校園所の予算の総括に関する事などを担当すると

もに、令和4年で申し上げますと就学・給食課の就学関係事務を分掌することになります。それに伴いまして、これまでの「就学・給食課」を「給食課」に変更しております。

「入園所相談課」がこども未来部から教育推進部へ移管されるため、こちらの規則の教育推進部のところに追加しております。

また、こども未来部、社会教育関連所管が教育委員会から市長部局へ移管されるため、その部分は削除しているということになります。

以上の行政組織の再編整備によって変更する部及び課が分掌する事務を、以降、事務分掌規則として改正しているというような状況でございます。

次に、戻っていただきまして、45ページの川西市教育委員会事務処理規則についてでございますが、先ほどご説明いたしました組織再編後の各課における主な個別専決事項について、それぞれ明記したというような改正になっております。これが2つ目でございます。

続いて、その組織再編によって組織名称等が変わる部分の規則改正についてです。

議案書68ページをご覧ください。

こちらのほうは川西市教育委員会公印規則になりますが、こちらのほうの「教育政策課長」の部分を「教育総務課長」に変更するとともに、少し飛びますが、76ページに黒川小学校の公印がございましたので、そこを削除するとともに、82、83ページのところの公民館、図書館の公印についても項目を削除しているというような形になります。

続いて、85ページをご覧ください。

こちらが川西市教育支援委員会規則になりますが、こちらの第10条中の「こども未来部こども支援課」を「教育推進部教育保育課」に改めております。

次のページ、議案書86ページでは、川西市立学校校区審議会規則について、第8条中、「就学・給食課」を「教育総務課」に改めております。

次に、社会教育関連所管を教育委員会から市長部局へ移管することに伴う改正についてです。

何度も申し訳ありませんが、議案書44ページにお戻りいただけますでしょうか。

こちらのほうで、教育長に対する事務委任規則になりますが、第1条第4号中の「及び図書館協議会委員」を削り、同条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号としております。

41ページに少しまた戻りますが、改め文になります。

こちらは川西市文化財保護規則等の廃止になります。社会教育関係所管を教育委員会から市長部局へ移管することに伴い、(1)から(8)までの規則を廃止することになります。

最後でございますが、議案書87ページをご覧ください。

川西市中学校給食センター設置条例施行規則になりますが、最初にご覧いただきました新旧の組織の図で、43ページの図でお示したとおり、令和4年度は中学校給食が開始する初年度であったことから、中学校給食センターを就学・給食課と同じ並びにしておりました。令和5年度は、給食課が就学前施設、小・中学校の給食を一体的に管理することになりますので、中学校給食センターの組織は給食課付という形でしております。

それに伴いまして、中学校給食センター所長の役職を課長級から課長補佐級へ変更することによる変更で、第3条のところで「所長補佐のほか」を削除しまして、第4条第1項中の「教育推進部副部長」の部分「教育推進部給食課長」に改め、同条第3項中、「前2項に定める職員以外の職員」を「所属職員」に、「上司」を「所長」に改め、同項を同条第2項としております。

また、第5条第3号を削りまして、「給食センターの庶務に関すること。」は給食課の所掌事務になるため、削除しております。

長くなりましたが、本議案の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

組織改編に伴って幾つか担当課長のほうから説明させていただきました。

議案書が多数のページにわたるので、分かりにくかった部分もあると思いますが、何かご質問はございますか。

所掌事務の整理でありますので、極めて事務的な内容に思いますが、よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第10号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第6、議案第11号「教育委員会権限事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する規程の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 (的場) それでは、議案第11号「教育委員会権限事務の補助執行に関する規程等の一部を改正する規程の制定について」ご説明申し上げます。

議案書88ページをご覧ください。

本件は、教育委員会権限事務の補助執行に関する規程を制定するものについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和5年度組織再編に伴い、教育委員会権限事務を市長事務部局の職員が補助執行するに当たり、必要な事項を改正するためでございます。

改正案の内容につきましては、新旧対照表を基にご説明いたします。

議案書91ページをご覧ください。

先ほどご協議いただきました部分の内容になっておりますが、まず教育委員会権限事務の補助執行に関する規程ですが、市長の補助職員に補助執行させる事務は、議案第9号で可決いただいた市長との協議のとおり、「(7)社会教育に関すること。」、「(8)ユネスコ活動に関すること。」、「(9)婦人会に関すること。」、「(10)児童・生徒に対する地域支援施策(地域学校協働本部に関するものを除く。)の推進に関すること。」、「(11)不登校・長期欠席の生徒(児童を含む。)への対応(学校が実施するものを除く。)に関すること。」、「(12)スクールソーシャルワーカーの業務に関すること。」、「(13)教育相談(学校が実施するものを除く。)に関すること。」、「(14)幼稚園の設置及び廃止に関すること。」の8項目を規定することとしています。

最後に、議案書93ページをご覧ください。

市長の補助職員の教育委員会権限事務の専決に関する規程は、先ほど申し上げました市長に補助執行させる事務について、8項目の専決区分を加えております。

なお、今回、川西市教育委員会に対する事務委任に伴う事務運用規程は、平成27年度制定時に規則番号を誤って付番していたため、補助執行に関する規程と併せて今回改正しているものでございます。

なお、これらの規定は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

石田教育長 説明は終わりました。
先ほどの内容と重複する内容があるかなと思いますが、規程に関する
こととなります。何かご質問等ございますか。よろしいですか。

治部委員 93ページを今見ているんですが、93ページの改正後のところ、ここ
協議会でもご案内あったかもしれないんですけども、教育委員会権限事
務の専決に関する規程、ここで部長、副部长、課長と、これ、どういう基
準で見るとですか。重要なもの、軽易なものというのはどんな判断なん
ですか。

教育政策課長 (的場) 例えば、社会教育施策の企画調整及び、4番のところでしたら、この関
する事業なり案件があったときに、そこでも……

教育政策課長 (的場) 失礼しました。
もう一度、4番目の社会教育施策のところでは申し上げますと、この企画
調整及び推進に関する事の中でも、事業あるいはそういう案件によって
重要なものと、それほどでもないというものも一定あったときに、その
最終専決を部長に求めるのか、副部长がそこは専決、副部长の決裁でもう
終わるのかというところで、少し内容によって最終の専決決定権を区別し
ているというような、そういった内容でございます。

石田教育長 基本的に、案件が重要であるか軽易なものであるかというのは、基本的
には相対的なものであるもので、これが重要であるとか、これが軽易なも
のということが規定づけられているわけではないという、事務局内では判断
しているということです。おおよそ事務の中で調整はしているものの、は
っきり明記しているというものではないという考え方でいいかなというふ
うに思います。
事業の中で、より根幹的なものについては重要なものであり、それに付
随するものは軽易なものと、そういうような形で、さっきも言いましたが、
相対的な位置づけで考えられているということです。

治部委員 分かりました。

石田教育長 ほかは何かございますか。

坂本委員 すみません、私、こういう規則が今分かっていないところもあるんですが、91、92ページのところで、(11)の「(学校が実施するものを除く。)」と括弧書きがあるじゃないですか。次のものにはないのは、私の理解がちょっと浅いからかもしれないんですけども、どう違うんですかね。教えてもらっていいですか。

石田教育長 次のというのは、スクールソーシャルワーカーの業務のことを指しておられるんですかね。

坂本委員 91ページのところの「不登校・長期欠席の生徒への対応(学校が実施するものを除く。)」となっているじゃないですか。94ページの9番のところは括弧書きがないんですが、どう違うんですかね、教えてもらっていいですか。

石田教育長 先ほどご指摘あった括弧づけにした部分が、94ページの9番のところの括弧づきがなくなっていることをご指摘されているんですね、11番と。

教育政策課長
(的場) 坂本委員ご指摘のところの新旧対照表の9番、11番のところは、おっしゃいますように、この最初のところと同じように「(学校が実施するものを除く。)」というところが正しい形かと思います。ちょっと訂正しまして、改めてさせていただきます。申し訳ありません。

石田教育長 ご指摘のとおり、その括弧づけのところは新旧対照表のところでも誤りがあったということなので、これはどういった形で事務を進めていくんですか。

教育推進部副部長 大変失礼しました。

兼就学・給食課長
(岩脇) 課長のほうから説明ありましたとおり、本来この新旧対照表は、新と旧とを見比べることによって内容を分かりやすく表記させていただく理由で作った資料になりますので、この新しい規則の内容と全く同じ内容のものが入る形になります。

その点、この議案書の表記は誤りになりますので、この議案書につきましては、修正後のものを後日差し替えさせていただこうと思います。

石田教育長 坂本委員、よろしいですか。

坂本委員 はい。

石田教育長 そしたら、速やかにお願いします。
ほかは何か質問ありますでしょうか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第11号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第7、議案第12号「川西市公民館図書室利用規程を廃止する規程の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 (的場) それでは、議案第12号「川西市公民館図書室利用規程を廃止する規程の制定について」ご説明申し上げます。
議案書96ページ、97ページをお開き願います。
本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。
提案理由といたしましては、行政組織の再編整備に伴い、公民館事務を市長部局へ事務移管するため、教育委員会規程である川西市公民館図書室利用規程を廃止するものでございます。
なお、この規定は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。
説明は以上になります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。
これも組織改編に伴うもので、規程を廃止するということですが、何かご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第12号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第8、議案第13号「川西市教育委員会に係る個人情報に関する法律等施行細則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 (的場) それでは、議案第13号「川西市教育委員会に係る個人情報に関する法律等施行細則の制定について」ご説明いたします。

議案書98ページをご覧ください。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

まず、本案を提案するに至った経緯についてご説明いたします。

令和3年にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公共団体に関する改正点が令和5年4月1日施行であることから、このたび改正するものであります。

法改正の目的の一つとして、個人情報保護が挙げられています。

これまで国の行政機関、または民間事業者、さらには地方公共団体の所管がそれぞれ異なっていたり、法令がまた異なっていたりするものを、管轄する所管を一元化したり、関係法を1本に統合するものでございます。

これまで条例で規定してきた地方公共団体においては、改正法の規定による全国共通のルールの下で運用することになります。

そこで、本案の提案理由になりますが、現行の川西市個人情報保護条例の規定と改正法の規定とで重複する部分が多く占めることから、現在の個人情報保護条例を廃止し、新たに法律施行条例を制定することになり、それに伴い、教育委員会規則である川西市教育委員会個人情報保護に関する条例施行規則を廃止するものでございます。

議案書99ページをお開き願います。

新たに川西市個人情報の保護に関する法律施行条例が施行されることに伴い、教育委員会が保有する個人情報の保護について必要な事項を定める必要があることから、川西市教育委員会に係る個人情報に関する法律等施行細則を制定するものでございます。今まであった部分を廃止して、新たな形で制定するというような内容になっております。

なお、この細則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

何か質問、ご意見ありますでしょうか。

治部委員

法律が変わったんですか。僕、ちょっと勉強不足で分かっていないんですが、個人情報の保護に関する何か国の法律が変わって、それに伴い、川西市が今まで使っていた条例を廃止し、新たな法律に合わせて新しくつくるという解釈で合っていますか。

もしその解釈で合っているのであれば、すごく重要な部分だけでいいので、どんなところが新しく織り込まれたのかお聞かせいただけると、お願いします。

教育政策課長
(的場)

まず、1つ目の治部委員おっしゃっていただいた内容のとおり、国の法律がまず改正になりました。その改正に伴って、川西市のほうの条例を廃止したために、我々のほうの川西市の教育委員会の分も廃止したと。新たに設置した分は、新たに教育委員会でも設置していくというようなところでございます。

大本のところの個人情報の保護の部分、今回のこの法改正の大きな目的のところでは、国や民間、各自治体もそうなんですけれども、いろんな個人情報でもルールがたくさんあったと。それを、個人情報を保護するという観点では、もう一律にしようという1つの目的があって、先ほど私の説明いたしました全国共通のルールをつくったということが一つ大きな法改正による我々の川西市の改正の理由なのと、それと、もう一つは、国のほうで掲げられているのが、その情報を民間とかで、保護しながら、流通させていこうという流れがございますので、その部分も盛り込んだ法律の改正ということが大きな部分でございます。

石田教育長

治部委員、よろしいですか。

石田教育長

ほかは何かご質問ありますか。よろしいですか。

ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第13号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第9、議案第14号「川西市教育委員会電子計算機処理管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長
(的場) それでは、議案第14号「川西市教育委員会電子計算機処理管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の101ページをお開き願います。

本案は、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、議案第13号、先ほどご説明いたしました川西市個人情報保護条例の廃止と、新たな条例を制定するその部分で、関係する本規則を一部改正したというものでございます。

新旧対照表のほうでご説明いたしますが、103ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらの川西市個人情報保護条例第1条中の「川西市個人情報保護条例第14条第2項の規定に基づく」の文言を書いておりますが、その部分の文言を削除したということでございます。

新たな部分をここで明記するか明記しないかのところの議論があったんですが、この後段、削除した部分の以降で「川西市教育委員会が保有する」というところの部分でこの規則は読み取れるというような内容になっておりますので、あえて今回は次の規則では新たな条例の部分は明記していないということから、このような新旧の対照表になっております。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。

何か質疑、ご意見等はございませんか。よろしいですか。先ほど事務局が説明した内容かなというふうに思います。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第14号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第14号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第10、議案第15号「令和5年度における川西市教育推進方針について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 (的場) それでは、議案第15号「令和5年度における川西市教育推進方針について」ご説明申し上げます。

議案書104ページをお開き願います。

本案は、令和5年度における川西市教育推進方針の策定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

次のページ、105ページをご覧いただきたいんですが、それ以降をご覧いただきたいんですが、本市では、教育委員会の基本的な方針は第5次総合計画で定めておりますが、教育行政を進めていく上での具体的な内容につきましては、この「川西の教育」の中で定めることとしております。

そのため、106ページの「基本理念」、「めざす人間像」、107ページの「5つの基本方針」は変更しておらず、当該方針以下に記載しているとおり、令和5年度の行政組織の再編に伴い、子育て支援や社会教育に関する事務は市長所管に移管されることとなりますが、先ほど申し上げました基本理念、めざす人間像及び基本方針は、計画期間の最終年度であります令和5年度までは引き続き施策を展開する必要があると考えております。

そのため、教育委員会といたしましては、基本理念等の実現に向けては従来の分野の施策を展開することが重要であると考えており、令和5年度の「川西の教育」には子育て支援や社会教育を含めた施策を明記することとしております。

108ページから111ページでは5つの基本方針に基づいた取組を記載しており、112ページ、114ページでは市の予算の概要を基に令和5年度の教育委員会の新たな事業を抽出し掲載しております。

また、主な変更点につきましては115ページから120ページ、新旧対照表にてまとめておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

説明は以上になります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。何かご質問等はございませんか。
幼児教育・保育に関するところ、社会教育に関することについて記載していることについては担当課から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。
従前、懇談会、協議会を通じて第1項のところからずっと見ていただいていますので、その意見を反映しての原案という形にはなりますけれども、よろしいでしょうか。

治部委員 一言だけコメントです。
めざす人間像に対して、非常に細かくどんなことを取り組むかという設定があって、これが一個一個実現していくといいなと本当に思っています。
素晴らしいプランだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

石田教育長 はい。
ほかはありますでしょうか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第15号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第10号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第11、議案第16号「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育保育職員課長（増田） それでは、議案第16号「川西市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
議案書の121ページをお開きください。
規則改正理由は、地方公務員法・川西市職員の定年等に関する条例等の一部が改正されたことにより、規則改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。
改正案の内容につきましては、新旧対照表を基にご説明いたします。

議案書の123ページをお開きください。

第1条中、2行目になりますが、「第28条の5第1項」を改正後、「第22条の4第1項」に改め、その下の附則を附則第1項とし、附則に次の1項、「(経過措置) 2 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間におけるこの規則の規定の適用については、第1条中『採用された職員』とあるのは『又は川西市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例付則第5条の規定により採用された職員』とする。」、「付則 この規則は、令和5年4月1日から施行する。」を加えています。

説明は以上となります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。

定年延長に伴う改正かと思いますが、何か質問、ご意見ございますか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第16号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号につきましては、可決されました。

石田教育長

日程第12、議案第17号「川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進部副部長
兼就学・給食課長
(岩脇)

議案第17号「川西市立小学校及び中学校の就学指定等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案書124ページ、125ページをお開きください。

本案は、現在休校の措置としている川西市立黒川小学校について、令和5年4月に予定する黒川里山センターの運営開始に合わせて廃校の措置とするため、規則を改正しようとするものであります。

なお、この規則は、令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

石田教育長 説明は終わりました。
黒川小学校の廃校に伴うということで改正となっております。何かご質問等ございますか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第17号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、可決されました。

石田教育長 次に、日程第13、議案第18号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則について」であります。事務局から説明をお願いします。

就学・給食課長 (志波) それでは、議案第18号「川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
議案書の127ページをお開き願います。
本案は、川西市学校給食費の徴収等に関する規則の一部を次ページのとおり改正するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決を求めるものでございます。
提案理由は、学校給食費の変更に伴い、規則の一部を改正しようとするものであります。
議案書の128ページ、129ページをご覧ください。
制定しようとする内容を記載しておりますが、新旧対照表に基づいてご説明いたしますので、恐れ入りますが、次の130ページをご覧ください。
このたびの改正は、令和5年度から飲用牛乳の1本当たりの価格が上昇することによるもので、小学校及び特別支援学校と中学校のそれぞれで「牛乳のみの給食」の区分で、1食当たりの学校給食費を現行の「60円」から「68円」に変更してございます。また、これに連動し、「牛乳飲用停止」及び「副食停止給食」、これもそれぞれ変更となります。
なお、この規則は、令和5年4月1日から施行しようとするとしております。
説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

す。

石田教育長

説明は終わりました。

これについては、教育委員協議会で一旦担当課から提案をいただいたところでございますが、何かご質問、ご意見等はございませんか。

坂本委員

牛乳が8円上がるということですね。小学校のほうの牛乳を止めている食事は192円から182円で10円お安くなって、中学校は、その牛乳の上があった分、8円分がお安くなっているように思ったんですけども、そういう解釈ですか。

就学・給食課長
(志波)

おっしゃられているのは小学校、特別支援学校のところで、おっしゃいますように、牛乳の単価は8円しか変わっていないんですけども、この飲用牛乳停止給食、この部分が10円現行と改正案で異なっているということです。

実はこれ、牛乳の価格については毎年この金額が変わってきてまして、今回は60円から68円に変わったんですけども、その前の年度に58円から60円に上がったという経緯がございます。そのときに飲用停止のところの金額の見直し、これができておらなかったということで、今回、併せて改正をさせていただいています。

この改正後の182円というのは、250円が1食当たりの給食費になりますので、そこから68円を引いて、残りが182円ということで、この金額で正しく設定させていただくということでございます。

以上です。

石田教育長

坂本委員、よろしいでしょうか。

坂本委員

はい、分かりました。

石田教育長

ほか、何かご質問はよろしいですか。

治部委員

給食の案件についてまたどこかで、協議会とか懇談会でディスカッションしたいなと思います。

本当に牛乳がこのまま継続するのかなのか、牛乳のよさはもちろんありますが。またどこかで牛乳に関するとか、給食に関する議論の場を設けていただきたいななんて思います。

給食費をどこまでご家庭が負担するかとか、負担する金額がもしも増えるのであれば、そこは慎重にいきたいと思っています。ただ、そのためには、やはり教育委員会だけではなくて、市政の方針とかと連動するندیょうから、そういう議論の場が欲しいなと思ったという、以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

牛乳の飲用については、米飯給食にそぐわないのではないかというようなご意見も議会でいただいたりはしております。

ただ一方、設定された栄養価をできるだけ安い単価において補充するというので、現状やむを得ないかなという論議はありますけれども、ただ、協議を続けること自体は大切だと思いますので、また違う機会に、協議会に協議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほか、よろしいでしょうか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第18号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては、可決されました。

石田教育長

次に、日程第14、議案第19号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

入園所相談課長
(井関)

それでは、議案第19号「川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

議案書の131ページをお開き願います。

本案は、川西市留守家庭児童育成クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、市長に申出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第5号の規定により議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、留守家庭児童育成クラブの開所日を拡充するに当たり、規則の一部を改正する必要があるため本案を提出するも

のでございます。

規則の本文につきまして、議案書132ページ、新旧対照表では議案書の133ページでございます。

では、議案書の133ページをお開き願います。

規則の改正内容について、新旧対照表にてご説明のほうをさせていただきます。

第2条第1項第4号におきまして、留守家庭児童育成クラブの休所日を「1月2日から4日まで及び12月28日から31日まで」としているものを「1月2日、3日及び12月29日から31日まで」とするものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

何か質疑、ご意見等はございませんか。

倉見委員

すみません、協議会で説明があったかと思うのですが、大変申し訳ないのですが、忘れてしまったので、確認させていただきたいのですけれども、これ短くなっている理由はどういう理由だったか、教えていただけないでしょうか。

石田教育長

休所日が短縮している理由ということですね。

倉見委員

はい、そうですね。

入園所相談課長
(井関)

開所日を拡充したというところでございまして、年末年始でありますとか、あと入学式、卒業式も、規則の中では出てきていないんですが、拡充を令和5年度からやってまいるんですけれども、阪神間の状況でありますとか、この近年の状況を踏まえて開所日のほうを拡充したというところでございます。

石田教育長

預けられる保護者の方の勤務の実態に合わせたときに、現行の1月4日までとかというのは少し現状に合っていないんじゃないかということで短縮、休所日を短くしたというような解釈かと思えます。倉見委員、よろしいでしょうか。

倉見委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

石田教育長 ほかは何かご質問はございますか。

サービスが向上するのはすごくいいことだとは思うんですけども、基本的に人材の配置が非常に難しい、困難な状況ではあると思いますけれども、その辺についてはどのような状況ですか。

教育保育職員課長
(増田) 育成クラブの人員配置でございますが、各クラブに主任支援員として、月額責任者というような形で会計年度任用職員を1人配置、それから、その各クラブの下に、会計年度任用職員の区分2として、時給制の支援員ということを配置しております。各クラブで、その児童の人数に応じて、1日3人、4人の人数で配置をしております。

今現状としましても、全体的に十分とは言えない人員の中で、所定の労働時間を超えた勤務時間を勤務していただいているのが現状かと思えます。

今回は、年末年始ということで2日間、来年から延びるということで、現有の人員の中でその日もプラス、2日間は勤務を長く現有の人員にさせていただくという形にはなりますが、一方で、4月に向けて人員確保には取り組んでいるところでございます。様々な媒体など、それから、市内各家庭に全戸配布のチラシを配ったりとか、民間の求人サイトに募集をかけ、4月に向けて少しは新規の採用で、人員も確保はできている状況ではございますが、引き続き確保には努めていきます。そういった中で、この年末年始のところではありませんが、例えば夏クラブに関しては、人材派遣というものも活用しながら取り組んでいきたいと考えております。

石田教育長 ありがとうございます。

サービスの向上といいますか、保護者の負担を考えたときに実施すべき事業かなと考えますが、現状は留守家庭に限らず、保育・教育現場の人材が非常に不足しているということは事実かなと思えます。コストがかかることなので、市長部局と協議すべきかとは思いますが、厳しい状況であるということについては、今後とも引き続き教育委員会として協議していかなければいけないかなと、また市長部局に申し入れしていかなければならないかなと思っています。

担当課は非常に工夫してやっただいていただいているということは十分認識しておりますが、あえてこういう質問をさせていただきました。

ほか何か、よろしいでしょうか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第19号につきまして、これを可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

石田教育長 異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては、可決されました。

石田教育長 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、4月21日金曜日午後2時から、庁議室において開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和5年第7回川西市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後3時17分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和5年4月21日

署名委員 治 部 陽 介

坂 本 かおり